

広島県告示第九百四十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定によって、次のとおり懲戒処分を行った。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十九年九月六日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

藤原 良陽

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士

広島県知事登録第五三七六号

三 処分の内容

業務停止一月（平成十九年九月二十日から平成十九年十月十九日まで）

四 処分の原因となった事実

建築士法第十条第一項第三号に該当するため。